

## 配偶者控除の見直し（所得税）

つい最近、自民党税制調査会が「配偶者控除」を見直し、早ければ平成29年度税制改正大綱に盛り込む方針を明らかにしました。

また、政府税制調査会においても、9月にスタートする税制改正論議の中で、専業主婦世帯らを優遇する「配偶者控除の見直し」や「子育て世帯の税負担軽減」などを主軸とする所得税改革の議論を深め、配偶者控除については、**妻の年収にかかわらず夫婦で一定額を控除できる「夫婦控除」への転換を検討する方向**であるとの報道もされています。

この改正案に関しましては具体的な方向性見えてきましたら、改めてご案内いたします。

## 厚生年金の130万円の壁

所得税の「103万円の壁」の他にも、パートで働いている方々を悩ませているのが、厚生年金の「130万円の壁」ではないでしょうか。例えば、ご主人が会社員等で奥様がパート勤務の場合、奥様の年収が130万円を超えない限り、ご主人の扶養に入るため、奥様分の健康保険料・厚生年金保険料の負担が一切発生しませんでした。

しかし、平成28年10月より、「**①従業員501人以上の企業**」で“**②1年を超えて勤務**”しており、“**③週20時間以上**”かつ“**④年収106万円以上**”の方が厚生年金加入の条件となります。このため一定規模の会社でパート勤務をされている方に関しては、「130万円の壁」が「106万円の壁」となります。

これまでと同様の年収の場合、厚生年金保険料の負担が発生することで、手元に残るお金が減少するというケースが起こる可能性もあります。

### <ご案内>

当事務所は、平成28年10月3日(月)より下記の新事務所で業務を開始します。

**9月29日(木)と30日(金)は引越作業に伴い、電話・FAXが一切つながらない状況となります。**29日(木)以後、旧番号宛てにFAXをお送りいただいても、当事務所側では受信できないため、確認がとれません。このため、**FAXは、10月1日(土)以降に新番号へ送信ください。**

ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### [新事務所]

**住所：札幌市東区北8条東1丁目1番40号 道都ビル**

**TEL： (011) 748-3860**

**FAX： (011) 748-3861**

※9月28日(水)までは、旧事務所で通常通り業務を行っております。